○農林水産省告示第百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町越裏門字竹ノ川一一六の一九

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町長沢字アド一九四の三から一九四の五まで

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年一月十八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県八重山郡竹富町字南風見ザラザキ（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　港湾施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県庁及び竹富町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第十七号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
大晃機械工業株式会社本社工場	山口県熊毛郡田布施町大字下田布施209番地の1	内燃機関の冷却ポンプ	平成21年12月1日から平成26年11月30日まで
〃	〃	内燃機関の潤滑油ポンプ	〃
〃	〃	ボイラの噴燃ポンプ	〃
〃	〃	燃料油移送ポンプ	〃
〃	〃	ビルジポンプ	〃
〃	〃	消火ポンプ	〃
〃	〃	バラストポンプ	〃
〃	〃	貨物油ポンプ	〃

○国土交通省告示第十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場及び改造修理認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
新潟原動機　株式会社新潟ガスタービン工場	新潟県北蒲原郡聖籠町東港5丁目2756―3	排気タービン過給機	平成21年11月25日から平成26年11月24日まで

○国土交通省告示第十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4967号	船外機（小型船舶用）	６ＢＰＫ	ヤマハ発動機熊本プロダクツ株式会社	熊本県八代市新港町４丁目８番地

○国土交通省告示第二十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4968号	小型船舶用救命浮輪	マリンポーチライトＫ型	ライフガード工業株式会社	東京都墨田区錦糸一丁目14番7号

○国土交通省告示第二十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十一年十一月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―608号	オイルフェンス	ＬＴＣ300	小川テント株式会社	東京都江東区福住一丁目14番7号

○国土交通省告示第二十二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第百十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十年十二月一日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｍ―264号	油水境界面検出器	Ｔ2000―ＴＦＣ―02	TANKTECH CO., LTD	1506―2, Songjeong-dong, Gangseo-Gu, Busan, 618―817, Republic of Korea
第Ｍ―265号	〃	Ｔ2000―ＴＦＳ―01	〃	〃

○国土交通省告示第二十三号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十一年九月一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年一月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―101号	表面仕上材（難燃性上張り材）	ベルピアンＥＸ	シーアイ化成株式会社	東京都中央区京橋一丁目18番1号